

# 子どもショートステイ とは？

## 子どもショートステイ事業

お子さんの養育が困難になった場合に、区が委託する施設または協力家庭でお子さんを短期的にお預かりする事業です。保護者に代わって養育の援助を行います。

## 対象となるお子さん

中央区内にお住まいの生後57日目から15歳になった最初の3月31日までの間にあるお子さんです。保護者のほかに養育者がいない場合で、保護者が次の①から⑤に該当する場合に利用できます。

- ① 病気、出産、けが等のために入院する場合
- ② 身体的または精神的な理由で体調不良の場合
- ③ 親族の疾病等により、その看護または介護にあたる場合
- ④ 冠婚葬祭のため不在となる場合
- ⑤ 事故または災害にあり、お子さんの養育が困難な場合

注記：そのほか、お子さんを家庭で養育できないやむを得ない事情がある方は、ご相談ください。

## お預かりする施設と対象のお子さん

- ◆二葉乳児院 生後 57 日目～3歳未満
- ◆石神井学園 2歳～中学3年生  
(施設の年齢別の定員人数を超えていた場合は利用できないことがあります。)
- ◆協力家庭 2歳～小学6年生  
(区が必要と認めた場合は対象年齢以上のお子さんを受け入れることができます。)

## 利用期間

- ◆施設 原則 6泊 7日まで
- ◆協力家庭 原則 2泊 3日まで

## 定員

各施設・協力家庭につき1名

## 利用料

1泊2日（24時間以内） 6,000円  
(以降、1日増えるごとに3,000円加算)

利用料は利用終了後、区からご自宅へ郵送する納入通知書により、指定の金融機関にお支払いください。

※前日の17時以降の取り消しの場合は  
キャンセル料が発生します。

## 利用料の減免

生活保護世帯・住民税非課税世帯は全額免除

## ★利用に際してのおねがい★

体調不良のお子さんはお預かりできません。  
お子さんの健康状態（発熱時・感染症等）について  
は、必ずお知らせください。  
お預かり中に体調不良が見られた際は、保護者にご連絡の上、お迎えをお願いする場合がございます。

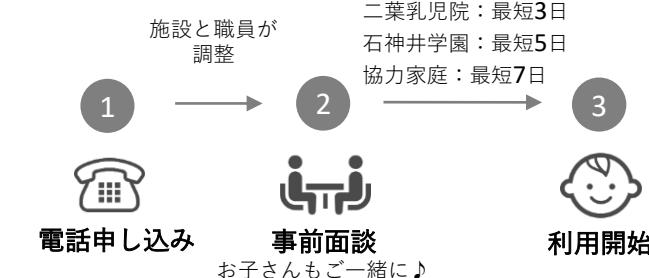
# 利用方法

ショートステイの利用にあたり、施設との利用日調整後、お子さんと一緒に事前面談が必要です。

子ども家庭支援センターに電話で、面談日の予約をしてください。

※事前面談での必要書類への記入・提出をもってお申込みとなります。

## お申し込みの流れ



※②から③の日数は、土日祝・年末年始を除きます。  
※緊急で利用が必要な場合は、ご相談ください。

## 面談時に必要なもの

- ✓ 乳幼児医療証または子ども医療証
- ✓ 母子健康手帳
- ✓ 申し込みの理由が確認できるもの  
(診断書、医師の意見書、冠婚葬祭の案内状、開催通知など日付が確認できるもの)
- ✓ お子さんと送迎者の写真（石神井学園のみ）  
※写真の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団  
**東京都石神井学園**

郵便番号：177-0045  
住所：練馬区石神井台3丁目35番23号  
電話番号：03-3996-4191



大泉学園駅（西武池袋線）から徒歩12分  
上石神井駅（西武新宿線）北口からバス10分  
富士街道バス停下車 徒歩3分

地域子育て支援センター 二葉  
**二葉乳児院**

郵便番号：160-0012  
住所：新宿区南元町4番地  
電話番号：03-5363-2170



信濃町駅（JR総武線）から徒歩7分  
四ツ谷駅（JR総武線・中央線／地下鉄丸ノ内線・南北線）から徒歩13分

**きらら中央**  
**子ども**  
**ショートステイ**  
**ごあんない**



中央区立子ども家庭支援センター

**きらら中央**

〒104-0044  
東京都中央区明石町12-1 (4F)

TEL : 03-3542-6322

FAX : 03-3542-6329

休館日 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)